

図中にある「受診等手続」とは「診察券の提出⇒受診科への同行⇒看護師等への声かけまで」とします。受診科での待ち時間などは受診手続に含みません。

通院等のための乗車又は降車の介助が中心で算定する場合 1

家					病院					家	
乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続		薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	
通院等のための乗車又は降車の介助					通院等のための乗車又は降車の介助						

通院等のための乗車又は降車の介助が中心で算定する場合 2

(院内の移動等の介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。)

家					病院					家	
乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続	院内 介助※	薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	
通院等のための乗車又は降車の介助					通院等のための乗車又は降車の介助						
※通院等のための乗車又は降車の介助として包括して評価。											

身体介護が中心で算定する場合 1 (要介護 4・5)

(通院等のための乗降介助の前後に連続して相当の所要時間 (20~30分程度以上) を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。)

家					病院					家	
乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続		薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	
身体介護 (運転時間等は除く)											

身体介護が中心で算定する場合 2 (要介護 4・5)

(院内の移動等の介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。)

(通院等のための乗降介助の前後に連続して相当の所要時間 (20~30分程度以上) を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。)

家					病院					家	
乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続	院内 介助※	薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	
身体介護 (運転時間等は除く)											

身体介護が中心で算定する場合 3

(居宅における外出に直接関連しない身体介護 (例: 入浴介助、食事介助など) に30分~1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合。)

家					病院					家		
身体 介護	乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続		薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	身体 介護
身体介護 (運転時間等は除く)												

身体介護が中心で算定する場合 4

(院内の移動等の介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。)

(居宅における外出に直接関連しない身体介護 (例: 入浴介助、食事介助など) に30分~1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合。)

家					病院					家		
身体 介護	乗車前 介助	乗車 介助	運転中	降車 介助	受診等 手続	院内 介助※	薬の 受取等	乗車 介助	運転中	降車 介助	降車後 介助	身体 介護
身体介護 (運転時間等は除く)												

居宅が始点又は終点となり、複数の病院を受診する場合や、通所介護事業所から病院へ行く場合も対象です。

家	⇒	1	病院	⇒	2	病院	⇒	3	家	1~3: 通院等乗降介助
家	⇒	1	通所介護 事業所	⇒	2	病院	⇒	3	家	1: 帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用 (通所介護事業所) 2~3: 通院等乗降介助